

清掃工場建設工事の談合に係る損害賠償事件について

一部和解が成立しました。

21.6.26

平成6年から平成10年における、新江東・墨田・港・中央清掃工場の建設工事に関して、談合により、東京都が損害を被ったとして住民（市民オンブズマン）がブランドメーカー3社（日立造船株、三菱重工業株、株タクマ）に対し、損害賠償請求をするとともに都の不作為の違法確認を求める訴えを提起していました。

平成19年 3月20日東京地方裁判所の判決がありましたが、メーカー側はこれを不服として東京高等裁判所に控訴しました。（詳細はこちらへ）

その後、東京高裁から和解の勧告があり、日立造船株、三菱重工業株の2社と平成21年4月3日に和解が成立しました。

～ 和解に関する経緯 ～

平成21年1月26日 東京高裁が和解を勧告

平成21年4月3日 3社のうち、日立造船株、三菱重工業株と和解成立

<和解金>	都に対して	日立造船株	31億2341万9314円
		三菱重工業株	31億2143万5089円

参考 平成21年5月12日 東京高裁判決

株タクマは東京都に対し44億0967万4750円及びこれに対する平成10年11月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

平成21年5月28日 株タクマ 最高裁に上告

問い合わせ先
環境局廃棄物対策部資源循環推進課
調整担当 03-5388-3458